

国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院規則

〔平成30年7月5日〕
規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院（以下「高等院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 高等院は、国立大学法人東京医科歯科大学の強みを活かし、卓越した研究成果を上げるために、組織・分野を問わず、優れた研究者のうち、極めて高い研究業績を有する者と実質的かつ高度な研究活動を展開する場として設置し、これらの活動を通じて人材を育成するとともに、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

（組織構成）

第3条 高等院に、前条の目的を達成するために、卓越研究部門を置く。
2 卓越研究部門に、特定のテーマに基づく研究を推進するための研究室を置く。
3 各研究室には、当該研究室における研究の内容を表す名称を付すものとする。
4 卓越研究部門には、第2項に定める研究室のほか、ジョイントリサーチ部門及び寄附研究部門を置くことができる。

（院長）

第4条 高等院に、院長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
2 院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
3 院長の任期の末日は、院長を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
4 院長は、高等院の業務を掌理する。

（副院長）

第5条 高等院に、副院長を置き、院長が指名する者をもって充てる。
2 副院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
3 副院長の任期の末日は、副院長を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
4 副院長は、院長を補佐する。

（運営委員会）

第6条 高等院に、高等院の重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（特別栄誉教授）

第7条 第2条の目的を達成するため、卓越研究部門に特別栄誉教授を置く。
2 特別栄誉教授は次条に示す要件及び妥当性を満たす場合に学長が人事委員会に推薦し、人事委員会による選考を経て、役員会の意見を聴いて、学長が任命する。
3 前項の規定により特別栄誉教授を任命したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

- 4 特別栄誉教授の任期は、5年以内とする。
- 5 各特別栄誉教授は、第3条第2項に定めるそれぞれの研究室を統括する。
- 6 各特別栄誉教授は、当該任期の3年目までに、任用期間中の研究業績及び今後の研究計画等について、中間評価を受けるものとする。ただし、任期が3年に満たない場合は、この限りではない。
- 7 そのほか、特別栄誉教授に必要な事項は別に定める。

(特別栄誉教授の要件)

第8条 学長は、次の各号の要件を満たしている場合に限り、前条第2項に基づき、特別栄誉教授の採用を人事委員会に推薦することができる。

- (1) 推薦しようとする者が、高い研究業績を有すること。
 - (2) 推薦しようとする者が、高い研究活動を裏付ける受賞歴等を有すること。
 - (3) 推薦しようとする者が、高度な研究を継続するための外部研究資金を獲得している、又は獲得見込みであること。
- 2 学長は前項の要件を満たしていること、及び特別栄誉教授として任命することの妥当性について、検証しなければならない。

(特別栄誉教授等業績評価委員会)

第9条 第7条第6項の中間評価及び前条の審査は、学長の諮問に応じて、特別栄誉教授等業績評価委員会（以下「評価委員会」という。）で実施する。

- 2 前項の評価委員会は、次の各号の者をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する理事又は副学長
 - (2) 当該被評価者の研究分野を専門とする学内の研究者 若干名
 - (3) 評価委員会の委員長が指名する者 若干名
- 3 評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が任命する。
- 5 委員の3分の2以上の出席をもって定足数とし、議事は過半数をもって決する。
- 6 審査に必要な手続き、及び評価申請書類等については、評価委員会において定める。

(事務)

第10条 高等院に関する庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、高等院に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月5日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則（平成30年9月6日規則第78号）

この規則は、平成30年9月6日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年3月4日規則第19号）

この規則は、平成31年3月4日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月5日規則第51号）

この規則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月6日規則第63号）

1 この規則は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和3年4月1日時点において、現に任命されている特別栄誉教授については、第7条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。